住居表示の実施による 会社・法人などの変更登記の手引

目 次

1 まえがき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ
2 どんな場合に変更手続きが必要か・・・・・・・・・・ 1ページ
3 登記期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ
4 変更登記をしなかったら・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ
■ 手続き内容
5 本店の所在地の表示が変更になった場合・・・・・・・ 2ページ
6 支店の所在地の表示が変更になった場合・・・・・・・・ 3ページ
7 代表者等の住所の表示が変更になった場合・・・・・・・ 4ページ
8 会社等が所有する不動産の名義人の住所変更・・・・・ 5ページ
■ 申請書の記載例 など
記載例 1 (本店変更のみの場合)
記載例 2 (本店の変更と代表取締役又は取締役等の住所変更を一括申請する場合)
委任状の作成例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ペー:

1 まえがき

住居表示が実施されますと、その区域内の会社、法人、組合(以下「会社等」という)の本店(主たる事務所)、支店(従たる事務所)の所在地や、代表者等の住所が変更されます。該当者は管轄の法務局に対し、変更登記の手続きをしていただく必要があります。お手数ですがこの手引きを参照の上、すみやかに変更登記の手続きをされますようお願いいたします。

なお、登録免許税については、登記申請の際、住所変更証明書を添付すれば、非課税となります。

2 どんな場合に変更手続きが必要か

- (1) 会社等の本店(主たる事務所)、支店(従たる事務所)の所在地の表示が変更になった場合。
- (2) 株式会社の代表取締役、及び特例有限会社の取締役、監査役、合名会社又は合資会 社の社員、合同会社の代表社員、一般社団・財団法人及び公益社団・財団法人の代表 理事、各種法人・組合等の代表者などの住所の表示が変更になった場合。
- (3) 所在地の表示が変更になった会社等が土地建物等の不動産を所有している場合及び不動産に関するその他の権利(抵当権等)を有している場合。

3 登記期限

住居表示実施日から2週間以内

4 変更登記をしなかったら

本店の場合、変更登記をしないでおくと、登記簿上の本店の表示が旧表示のままとなり、新しい表示で代表者の資格証明や印鑑証明を受けることができません。

- ※ 次ページ以降で、会社の登記の手続きについてご説明しますので、該当する項目をご 覧ください。
- ※ 法人・組合の方は、「本店」→「主たる事務所」、「代表取締役」→「代表理事」等 に読み替えてご参照の上、配付した法人・組合用の申請用紙をご利用ください。

5 本店の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、会社の「住所変更証明書」を添付して本店所在地を管轄する法務局に申請(郵送でも可)する。

(2) 参考例

町田市南大谷○○○番地にある「甲株式会社」本店の所在地の表示が、町田市南大谷○丁目○番○号に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

1	必要書類	「変更登記申請書」・・・・・・・・・・1通
		「住所変更証明書」・・・・・・・・・・・1通
2	申請人	代表取締役
3	登記期限	住居表示実施日から2週間以内
4	申請書提出先	東京法務局町田出張所(郵送でも可)

6 支店の所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、会社の「住所変更証明書」を添付して本店所在地の法務局に申請(郵送でも可)する。

(2) 参考例

神奈川県横浜市西区みなとみらい〇丁目〇番地に本店がある「乙株式会社 町田支店」の所在地の表示が、町田市南大谷〇〇〇番地から町田市南大谷〇丁目〇番〇号に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

7 代表者等の住所の表示が変更になった場合

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、代表者等[注1]の「住所変更証明書」を添付して本店所在地の法務局に申請(郵送でも可)する。

[注1]: 株式会社の場合は代表取締役、特例有限会社の場合は取締役・監査役。

(2) 参考例

世田谷区××○丁目○番○号に本店がある、「丁株式会社」の代表取締役「法務太郎」さんの住所の表示が、町田市南大谷○○○番地から町田市南大谷○丁目○番○号に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

【本店の所在地で行う登記】

		· -
1	必要書類	「変更登記申請書」・・・・・・・・・・・1通
		「住所変更証明書」・・・・・・・・・・1通
2	申請人	代表取締役
3	登記期限	住居表示実施日から2週間以内
4	申請書提出先	本店所在地を管轄する法務局

(郵送でも可、上記例の場合は東京法務局世田谷出張所)

8 会社等が所有する不動産の名義人の住所変更

※必ず、会社等の所在地の変更登記を先に済ませてから手続きを行ってください。

(1) 手続き

「所有権登記名義人住所変更登記申請書」に必要事項を記載して、不動産所在地を管轄する法務局に申請する。

(2) 参考例

町田市南大谷〇〇〇番地にある「A株式会社本店」の所在地の表示が、町田市南大谷〇丁目〇番〇号に変更になり、町田市内及び多摩市内に土地建物を所有している場合の手続きは次のとおりです。

ア 町田市内の土地建物の場合

① 必要書類 「所有権登記名義人住所変更登記申請書」・・・・・・・1通

本店の所在地の変更登記をしたことを証する

「履歴事項証明書」・・・・・・・・・・・・1 通 ◆

② 申請人 代表取締役

③ 登記期限 期限の定めはありません。

④ 申請書提出先 東京法務局町田出張所 (郵送でも可)

イ 多摩市内の土地建物の場合

① 必要書類 「所有権登記名義人住所変更登記申請書」・・・・・・・・1通

本店の所在地の変更登記をしたことを証する

「履歴事項証明書」・・・・・・・・・・・・・1 通 ←

② 申請人 代表取締役

③ 登記期限 期限の定めはありません。

④ 申請書提出先 東京法務局府中支局 (郵送でも可)

※登記記録上の「会社法人等番号」(12桁)の情報をお持ちの場合は、登記申請書の「添付書類」の欄に次のように記載することで、「履歴事項証明書」の添付を省略することができます。

【記載例】

登記事項証明書(添付省略、会社法人等番号 〇〇〇一〇〇一〇〇〇〇〇)

■ 所有権登記名義人住所変更登記申請書の記載方法につきましては、別冊の 「住居表示実施に伴う手続きのしおり」をご参照ください。

記載例 1 (本店変更のみの場合)

※申請用紙に印刷されている不要な文字(変更しない項目等)は 二重線で削除してください 連絡先を記載 株式会社 •特例有限会社 変更登記申請書 電話番号 000-000-0000 株式会社MACHIDA 1. 商 号 東京都町田市南大谷○○○番地○● 変更前の本店所在地 1. 本 店 1. 支 店 住居表示の実施による 代表取締役・取締役・監査役 の住所変更 1. 登記の事由 本 店 - 支 店 の変更 令和6年7月15日住居表示の実施による 1. 登記すべき事項 代表取締役・取締役・監査役 の住所変更 東京都 町田市 令和6年7月15日住居表示の実施による 本店 支店 の変更 東京都町田市 南大谷〇 丁目 〇 番 〇 号 1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税 __**1** 通 •-1. 添 付 書 類 証明書 会社の住所変更証明書を添付 委任状 上記のとおり登記の申請をする。 法務局へ申請する日(実施日以降) 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ● 東京都町田市南大谷○丁目○番○号● 変更後の本店所在地 本 店 商号 株式会社MACHIDA 東京都町田市山崎町○○番地○ • 代表取締役の住所 代表取締役 住 所 取締役 氏 名 町田 太郎 法務局に届出してある印鑑 申請代理人 住 所 (A) 代理人が申請する場合は、代理人の住所・氏名をご記載のうえ、 東京法務局町田出張所 御中 代理人の印鑑を押してください。 (※この場合は代表取締役の押印は不要です。)

なお、代理人申請の場合は添付書類として委任状が必要です。 (※委任状は8ページの作成例を参考にご自分で作成してください。)

記載例2(本店の変更と代表取締役又は取締役等の住所変更を一括申請する場合)

※申請用紙に印刷されている不要な文字(変更しない項目等)は 二重線で削除してください 連絡先を記載 株式会社 •特例有限会社 変更登記申請書 電話番号 000-000-0000 株式会社MACHIDA 1. 商 号 東京都町田市南大谷○○○番地○● 変更前の本店所在地 1. 本 店 1. 支 店 住居表示の実施による 代表取締役・取締役・監査役 の住所変更 1. 登記の事由 本 店 • 支 店 の変更 ※変更があった役員全員分を 1. 登記すべき事項 令和6年7月15日住居表示の実施による ご記載ください 代表取締役 · 取締役 · 監査役 **町田 太郎** の住所変更 東京都 町田市 南大谷〇 丁目 〇 番 〇 号 令和6年7月15日住居表示の実施による 本店 ・ 支店 の変更 東京都 町田市 _ 南大谷〇 _ 丁目 _ 〇 _ 番 _ 〇 _ 号 1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税 この記載例のように、複数の事項を同時に 1. 添 付 書 類 証明書 申請する場合、会社の証明書及び役員個人 の証明書を添付してください 委任状 上記のとおり登記の申請をする。 法務局へ申請する日(実施日以降) 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ● 東京都町田市南大谷○丁目○番○号 変更後の本店所在地 本 店 商号 株式会社MACHIDA 変更後の 代表取締役 住 所 東京都町田市南大谷○丁目○番○号 代表取締役の住所 取締役 氏 名 町田 太郎 法務局に届出してある印鑑 申請代理人 住 所 (A) 代理人が申請する場合は、代理人の住所・氏名をご記載のうえ、 東京法務局町田出張所 御中 代理人の印鑑を押してください。 (※この場合は代表取締役の押印は不要です。)

なお、代理人申請の場合は添付書類として委任状が必要です。 (※委任状は8ページの作成例を参考にご自分で作成してください。)

委 任 状

私は、東京都町田市××○丁目○番○号 町田花子 を代理人に定め、下記の権限を委任します。

記

変更登記の事由を記載

- 1 令和6年7月15日住居表示の実施に伴う本店の変更及び役員の住所変更についての登記を管轄法務局へ代理して申請する一切の件
- 1 原本還付の請求及び受領の件。

原本還付を請求する場合に記載

令和○年○月○日

変更後の本店を記載

東京都町田市南大谷〇丁目〇番〇号 株式会社 MACHIDA 代表取締役 町田太郎

法務局に届出してある印鑑を押印

● 変更登記についてのお問い合わせは……

東京法務局 町田出張所 Tel 042(722)2414

● 住居表示についてのお問い合わせは……

町田市役所 代表電話 Tal 042(722)3111

町田市役所 都市づくり部 土地利用調整課